

第33回全国クラブチームサッカー選手権大会茨城大会要項

1. 名称 第33回全国クラブチームサッカー選手権大会茨城大会
2. 主催 (一財) 全国社会人サッカー連盟
3. 主管 (公財) 茨城県サッカー協会第1種委員会 社会人連盟
4. 後援 (株) モルテン
5. 開催期日 2026年4月19日(日)・26日(日)・5月10日(日)・17日(日)
24日(日)・31日(日) ※日程は予定です

6. 競技会場 IFA フットボールセンター 他

7. 参加資格

(公財) 日本サッカー協会に登録された第1種(準加盟を含む)のクラブチームであって、同様に(一財) 全国社会人サッカー連盟に登録されたチームであり、次の資格を有するものに限る。

- ① 2026年度加盟登録手続きを完了し、会費納入済みであること。
- ② 参加チームはJリーグ・JFL・地域リーグ加盟チーム、自衛隊、自治体職員、大学・高専・専門学校の各連盟加盟チームは出場できない。
- ③ 参加チームは大学・高等専門学校・専門学校生の単独チームは認めない。
- ④ 参加選手は他のチームと二重登録されてないこと。
- ⑤ (公財) 日本サッカー協会発行の選手証が発行されている選手に限る。
- ⑥ 外国籍選手は3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- ⑦ (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手の移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。ただし、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。ただし、2種登録選手は3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- ⑧ 参加選手に疑義のある場合は、あらかじめ(公財) 茨城県サッカー協会1種委員会社会人連盟の意見を求めることとし、(公財) 茨城県サッカー協会1種委員会社会人連盟役員会がこれを裁定する。
- ⑨ 本大会参加費の納入と参加申し込みが完了していること。
- ⑩ 本大会の優勝チームは、茨城県代表として関東大会に参加する義務を負う。関東代表は1チームとなり全国大会に参加する義務を負う。

8. 試合形式

- ① トーナメント方式により優勝を決定する。
- ② 試合時間はすべて 70 分(前・後半 35 分)とする。引き分けの場合は P K 方式により次戦選出チームを決定、決勝は 20 分の延長戦(前・後半 10 分)を行い、勝敗が決しない場合は P K 方式により優勝チームを決定する。
- ③ ハーフタイムのインターバルは 10 分間とする。
- ④ 選手の交代は試合の前後半、及び延長戦を通じて 7 名に限り他の選手と交代することができる。この交代選手は出場選手リストに交代要員として記入提出された中(7 名以内)からでなければならない。
(※交代回数はハーフタイムを除き、3 回までとする。)
- ⑤ 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは次の通りとする。
 - a. 脳振盪またはその疑いのある選手の交代(以下「脳振盪交代」という)は通常の交代に含まれない。
 - b. 脳振盪交代は、通常交代と判別できる、別途指定する手続きで行わなければならない。
 - c. 脳振盪交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および脳振盪交代の交代回数をそれぞれ 1 回としてカウントするものとする。
 - d. 「脳振盪交代」をした場合、相手チームは通常交代とは別に 1 回 1 名の交代を追加で得ることができる(以下「追加交代」という)。ただし、追加交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および追加交代の交代回数をそれぞれ 1 回としてカウントするものとする。
 - e. 1 試合における各チームの脳振盪交代および追加交代の交代人数は、それぞれ 1 名とする。
 - f. 脳振盪で交代した選手で、脳振盪でなかったことが医師の診断書で証明できる場合に限り次戦以降の出場を認める。
 - g. 氏名が届けられた交代要員の数が通常交代の最大数と同じである競技会(本大会)においては、交代枠を使い切った後の脳振盪交代および追加交代は、通常交代で退いた競技者であっても再出場ができる。
- ⑥ 試合球はモルテン社製検定 5 号球(ヴァンタッジオ 4900 品番 F5N4900)とし、大会運営委員会で用意する。
- ⑦ (公財)日本サッカー協会発行の 2026 年度選手証(顔写真付き)または登録選手一覧表を必ず持参し試合前に提示すること。
- ⑧ ユニフォームの色、選手背番号の参加申込以後の変更は認めない。
チーム責任でのチェックをお願い致します。
- ⑨ ソックスの上にテープ等を巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同系色とする。

9. 競技規則

競技規則は、実施年度の（公財）日本サッカー協会制定の競技規則及び本委員会競技運営要項による。

10. 懲罰

- ① 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。追加処分については（公財）日本サッカー協会懲罰基準に準拠して（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
- ② 本大会期間中に（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- ③ 本大会で累積された警告が2回となった場合、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、違反行為の内容によっては、追加処分を（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- ④ 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は本大会終了時をもって効力を失う。
- ⑥ 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の敗戦として試合を打ち切る。
この当該チームの懲罰については（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会及び（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。
- ⑦ ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規定に基づき（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

9. 大会参加申し込み

- ① 参加申込書・選手登録票は（公財）茨城県サッカー協会ホームページ上に掲載されております。ダウンロードして作成し、参加申込書は**3月6日(金)**迄、選手登録票は**4月10日(金)**迄に大会責任者へEメールにて必着するよう

送信すること。それ以降の申込、変更は一切受け付けないものとする。

メールアドレス wghfg970@yahoo.co.jp

- ② 選手の参加申し込み人員は 30 名以下とする。ただし、監督が選手として出場する場合はこれに含まなければならない。
- ③ 参加チームは(正)(副)のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)は異色のものを用意すること。背番号は選手登録票に登録された背番号とする。シャツ (FP・GK 用共) の色彩は審判が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。

10. 参加費

大会参加費 15,000 円は参加申し込みと同時に下記口座へ振り込むこと。

銀行名 常陽銀行 泉町支店

口座番号 普通 1570163

口座名義 公益財団法人茨城県サッカー協会会長 大和田 健 (オオワダ ケン)

振込人名 必ず登録チーム名で振込みチーム名の前にクラブと記入 (入力) すること (例 クラブ 茨城 FC)

11. その他

- ① 組み合わせは公正かつ厳正に大会事務局で行う
- ② 試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを実施して、メンバー表、選手証、ユニフォームなどのチェックを行う。
- ③ 審判員は準々決勝までは主審については (公財) 茨城県サッカー協会審判委員会から派遣する。副審については各チーム帯同審判員 (審判登録証持参) により行う。
準決勝、決勝は主審・副審とも (公財) 茨城県サッカー協会審判委員会から派遣する。

12. 表彰

優勝、準優勝チームにトロフィー・賞状・副賞を授与する。

※参加チームに参加賞として試合球を贈呈する。

13. 保険

- ① 大会参加に要する経費は、全額参加者負担とする。
- ② 参加選手は、スポーツ傷害保険に加入していること。

14. 大会事務局

茨城大会責任者 長谷川 一之

〒312-0063 ひたちなか市田彦 1 2 2 9 - 2 5

携帯 090-1772-4768

メールアドレス wghfg970@yahoo.co.jp

【要項の改廃】

本要項は、(公財)茨城県サッカー協会1種委員会において改廃できる。

【施行・改定日】

令和6年2月1日施行

令和6年4月3日改定

令和8年2月1日改定